

令和3年6月1日

保護者各位

茨城県立牛久栄進高等学校長 宮本 順紀

「完全退勤時間」及び「定時退勤日」の設定について

令和3年4月に「茨城県県立高等学校の働き方改革のためのガイドライン」が策定されました。それに基づき、各学校は「完全退勤時間」並びに「定時退勤日」を設定することとなりました。

情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、これまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められています。そのような中、教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できるよう、教員の働き方改革を推進することは喫緊の課題となっており、「完全退勤時間」並びに「定時退勤日」の設定はその具体的な取組となるものです。保護者の皆様には、この取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

1 完全退勤時間・・・19時30分

*時間を意識した働き方を推進するために、職員が完全に退勤する時間を19:30に設定します。

*完全退勤時間を超えて行わなければならない業務が発生した場合には、管理職の許可を得てから、完全退勤時間後の業務に従事します。

2 定時退勤日・・・毎週月曜日

*毎週月曜日を定時退勤日〔退勤時間として定められている17:00に職員全員が退勤する日〕に設定します。家族生活の充実やスキルアップに使える時間を確保することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現及び維持をねらいとする取組です。

*やむを得ない事情により定時退勤できない職員は、別の日に定時退勤日を設定します。

なお、電話対応につきましては、緊急な場合を除き17:00までとさせていただきますので、ご協力をお願いします。